

高齢者施設等の長 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

高齢者施設等における事故報告の取扱いについて（通知）

高齢者施設等における入所者等の安全と安心の確保について、日頃より御尽力いただき感謝申し上げます。

事故発生の際には、平成 29 年 11 月 27 日付け高齢第 970 号県高齢福祉保健課長通知等により、御報告いただいているところですが、この度、令和 3 年 3 月 19 日付け老高 0319 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか通知を踏まえ、報告様式を下記のとおり見直し、その取扱いについて改めて下記のとおり定めましたので、了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は令和 3 年 5 月 1 日から適用し、平成 29 年 11 月 27 日付け高齢第 970 号は廃止します。

記

1 対象施設等

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む） | ・ 養護老人ホーム |
| ・ 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む） | ・ 生活支援ハウス |
| ・ 介護老人保健施設 | ・ 介護療養型医療施設 |
| ・ 介護医療院 | |
| ・ 短期入所生活介護 | ・ 短期入所療養介護 |
| ・ 通所介護（地域密着型含む） | ・ 認知症対応型通所介護 |
| ・ 通所リハビリテーション | |
| ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | |
| ・ 小規模多機能型居宅介護 | ・ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| ・ 有料老人ホーム | ・ サービス付き高齢者向け住宅 |
| ・ 総合事業（通所型サービス） | |

※ 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は宿泊サービスの提供により発生した事故についても報告すること。

2 報告対象事故等及び報告様式

下記①～③に該当する事故が発生した場合、別紙事故報告書様式を参考に報告してください。

「事故」とは、施設等における福祉サービスを提供する全過程において発生したものであり、事業者の過誤、過失の有無を問わないものとします。

また、施設、事業所内で起きた事故等が原因の場合のみ適用し、帰宅後の事故等は除きます。ただし、施設等に関連したものと思われる場合は、報告の対象とします。

①死亡に至った事故

②医療機関（施設の勤務医、配置医を含む）への受診を要した事故

※ 施設・事業所職員及び第三者の負傷・死亡についても対象とすること

③その他利用者に影響があると考えられる場合の事故（誤薬、与薬もれ、盗難、傷害事件、行方不明、個人情報紛失等）

※ 報告を要する目安：入所者の家族に説明を要するような事案である場合

3 報告先

《報告の流れ》

施設・事業所 → 市町村 → 県地域振興局 → 県高齢福祉保健課

（１）施設・事業所

施設・事業所は、「市町村」へ速やかに報告してください。

ア 第１報は、少なくとも別紙様式内の１から６の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後、遅くとも５日以内を目安に提出してください。

イ その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告してください。

※ 「市町村」とは、原則として施設等が所在する市町村とします。ただし、介護保険法適用施設・事業所にあつては被保険者の属する保険者である市町村、養護老人ホームにあつては措置市町村にも連絡してください。

※ 下記３（２）イ「個別報告」に該当する案件が発生した場合は、様式での報告を行う前に、速報として電話で第一報を行ってください。（夜間、早朝、閉庁日等であっても、速やかに連絡を）

（２）市町村

施設、事業所から報告を受けた市町村は、以下のとおり県地域振興局へ報告してください。

ア 月例報告

事故報告に係る件数や種別等のデータを取りまとめ、当月分を翌月 10 日までに県地域振興局に報告してください。

イ 個別報告

上記アに関わらず、次の案件については、施設等からの報告の都度、速やかに県地域振興局に個別に報告してください。

- (ア) 警察等外部機関が関与したもの（不自然死、自殺、行方不明 等）
- (イ) 報道機関に情報が伝わる可能性がある、又は既に伝わっているもの
- (ウ) 事故原因や施設等の対応等に疑義があり、トラブルに発展する可能性があるもの 等

4 その他

(1) 事故発生の防止及び発生時の対応

施設・事業所は、事故発生の防止及び発生時の対応について、基準条例及び基準要綱等の規定を再度確認し、必要な措置を講じるようお願いします。

(2) 感染症・食中毒に基づく報告

感染症・食中毒が発生した場合の報告は、平成 17 年 3 月 10 日付け福第 1866 号県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、施設・事業所は保健所等へ報告することとなっています。（本通知に基づく報告の対象からは除外）

(3) 災害の場合の報告

災害が発生した場合の報告は、令和 3 年 4 月 12 日付け高齢第 64 号「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（通知）」のとおりとします。（本通知に基づく報告の対象からは除外）

(4) 事故防止徹底に関する通知

本通知を含め、事故防止徹底に関する通知を県ホームページに掲載していますので御活用ください。

【県ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1196266596363.html>

【県ホームページ掲載場所】

新潟県ホームページ → 高齢者・障害者・福祉 → 介護保険制度・事業者情報

→ 介護保険サービスに関するお知らせ → 関連情報・通知・Q&A等

→ 事故防止徹底に関する通知

担当：高齢福祉保健課介護サービス係 阿部
TEL 025-280-5193（直通）
FAX 025-280-5229